

環 調 第 1 0 8 号

平成11年 5月18日

通商産業大臣 与謝野 馨 様

千葉県知事 沼 田 武



君津共同発電所5号機新設計画に係る環境影響評価方法書に対する
意見について（通知）

平成10年11月11日付けで君津共同火力株式会社から送付された君津共同
発電所5号機新設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について、電気
事業法第46条の7第1項の規定により、別添のとおり提出しますので、事業者
の指導について、よろしくお願いします。

君津共同発電所5号機新設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見

平成10年11月11日付けで送付された君津共同発電所5号機新設計画に係る環境影響評価方法書について、当該事業の実施区域及びその周囲の環境の状況を踏まえ、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

また、環境影響評価を行う過程において、事業計画の具体化などにより新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行う必要があります。

記

1 環境影響評価項目について

- (1) 施工時の工事用資材及び供用時の資材等の搬出入車両の運行による浮遊粒子状物質に係る影響を検討し、必要に応じてこれらの搬出入車両の運行に伴う環境影響について、環境影響評価項目に追加すること。
- (2) 光化学オキシダントの原因物質となる炭化水素の排出量を把握し、必要に応じて炭化水素排出抑制対策の事例等による予測・評価をすること。
- (3) 船舶による供用時の燃料輸送計画や施工時の資材等の輸送計画を明らかにし、必要に応じて船舶による大気質に係る環境影響について、環境影響評価項目に追加すること。
- (4) 施設の稼働に伴う排水について、化学的酸素要求量及び全窒素・全磷以外の項目による環境影響を検討し、必要に応じて水質に係る環境影響評価項目を追加すること。
- (5) 施設の稼働に伴う低周波音について、その影響を検討し、必要に応じて環境影響評価項目に追加すること。
- (6) 5号機新設工事は、既設重油タンクを撤去した後、杭打ち、掘削等が行われることから、残土の処分方法を検討し、必要に応じて土壌を環境影響評価項目に追加すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 大気質にかかわる事項

ア 施設の稼働（排ガス）について、5号機新設に伴い、既設3・4号機の重油と副生ガスの混焼割合の変化が想定されることから、既設設備も含めて予測・評価すること。

イ 施設の稼働時（排ガス）について、高濃度が発生すると考えられる気象条件において、短期拡散予測を行うこと。この場合、季節、時間帯によって負荷変動が想定されることから、環境の影響を考慮した煙源条件により予測・評価すること。

ウ 施設の稼働時（排ガス）について、煙突の位置、形態、吐出速度等及び周辺建築物の状況を踏まえ、ダウンドラフト、ダウンウォッシュによる影響を検討し、必要に応じて予測・評価すること。

エ 施工時の工事用資材及び供用時の資材の搬出入車両の運行計画により窒素酸化物の排出量を推定し、必要に応じて搬出入車両の運行経路を踏まえ道路沿道の二酸化窒素の濃度の状況の調査を実施するとともに、拡散式に基づく理論計算などによる予測の手法を検討すること。

(2) 水質にかかわる事項

施設の稼働に伴う排水について、化学的酸素要求量及び全窒素・全燐に係る環境影響を検討し、必要に応じて理論計算などによる予測手法を選定すること。

(3) 騒音にかかわる事項

施工時の工事用資材及び供用時の資材等の搬出入車両の運行経路を踏まえ、必要に応じて調査地点、予測地点を追加すること。

(4) 動物及び植物にかかわる事項

施設の稼働に伴う温排水の拡散範囲を明らかにし、必要に応じて周辺の干潟・藻場について調査すること。

(5) 景観にかかわる事項

海上からの調査地点を適切に設定し、予測・評価すること。